

多治見市公式 LINE 機能拡張業務委託プロポーザル募集要項

1 主旨

情報の多様化により、市民の情報取得手段も SNS をはじめとするデジタル媒体に変化してきており、LINE は SNS の中でも最も利用者数が多いとされている。

本市では現在、LINE の「地方公共団体プラン」を利用し、市政情報やイベント情報の発信、多治見公式 LINE の運用を行っている。本事業は、利用者が必要な情報を選択して受け取れるセグメント配信機能、リッチメニューの充実など別紙仕様書記載の機能を追加することで、登録者数を増加させるとともに市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に発信することで市民サービスの向上を目的としている。本業務では市公式 LINE の機能拡張及び運用、保守等を行う事業者を募集する。

2 委託業務名

秘広委第 25 号 多治見市公式 LINE 機能拡張業務委託

3 委託業務内容

別紙、多治見市公式 LINE 機能拡張業務委託仕様書の通り

4 委託期間

(1) **リニューアル業務** 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

運用保守管理の業務はリニューアル後に別契約を結ぶ予定とするが、リニューアル後から令和 9 年 3 月 31 日までは本契約に保守管理も含むこと。

(2) **運用・保守業務** 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

本業務に含むものではないが、参考として見積書の提出を求める。

参考限度額 2,112,000 円(税込)

※令和 9 年 4 月 1 日以降、毎年度予算の成立後(参考限度額を目安)に本市と別途運用保守管理委託契約を締結することを想定している

5 提案限度額(消費税及び地方消費税相当額を含む)

構築業務・運用保守委託料 2,568,500 円(税込)

※運用保守は運用開始日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、月単位での保守金額がわかるようにする

※上記金額は業務規模を示すためのものであり、契約に係わる予定価格を示すものではない。

なお、この上限額を超える提案は無効とする

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次の(1)から(11)までの条件を満たすものとする。なお、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加者はその参加資格を失うものとする。

- (1) 多治見市入札参加資格名簿（物品・役務）に登録のある法人であること（プロポーザル参加申込受付期間までに登録が完了している場合も認める）、LINE の構築・運営・保守を業務として行っている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 当市の入札参加指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) プロポーザル参加申込時点で国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に指定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (8) リニューアル後の公式 LINE の運用・保守業務を行うことができること。
- (9) 現在まで自治体の LINE 構築実績が 10 件以上の実績を有するものであること。
- (10) 本システムを提供する事業者又はシステム開発元の実績が LINE ヤフー株式会社が認定する「LINE Technology Partner」又は Govtech Partner 制度に認定されていること。
- (11) ISO27001 (ISMS) または、JIS Q 15001 (プライバシーマーク) を取得していること。

7 スケジュール

- | | |
|---------------|---|
| (1) 募集要項等配布期間 | 令和 8 年 6 月 19 日(金)～令和 8 年 7 月 2 日(木)まで |
| (2) 参加申込書受付期限 | 令和 8 年 7 月 2 日(木) 午後 5 時まで |
| (3) 質問書受付期間 | 令和 8 年 6 月 19 日(金)～令和 8 年 6 月 26 日(金)午後 5 時まで |
| (4) 質問書回答期限 | 令和 8 年 7 月 2 日(木) |
| (5) 参加資格の通知 | 令和 8 年 7 月 8 日(水) |
| (6) 審査書類提出期限 | 令和 8 年 7 月 14 日(火) 午後 5 時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和 8 年 7 月 24 日(金) (予定) |
| (8) 審査結果通知 | 令和 8 年 7 月下旬 (予定) |
| (9) 契約締結 | 令和 8 年 8 月上旬 (予定) |

8 募集要項及び業務仕様書等の配布

(1) 配布期間

令和 8 年 6 月 19 日(金)～令和 8 年 7 月 2 日(木)まで

入手方法

多治見市ホームページからのダウンロード

https://www.city.tajimi.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/1006977/1010750.html

(2) 様式一覧

- (様式 1) プロポーザル参加申込書
- (様式 2) 法人概要書
- (様式 3) 質問書
- (様式 4) 企画提案書
- (様式 5-1) 見積書
- (様式 5-2) 見積書 (【参考】保守運用契約用)
- (様式 6) 参加辞退届

9 プロポーザル参加申込及び参加資格の通知

(1) 参加申込の提出期限

① 受付期間

令和 8 年 7 月 2 日(木) 午後 5 時まで

② 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書 (様式 1) 1 部 ※代表者印を押印
- ②法人概要書 (様式 2) 1 部
- ③ISO27001 (ISMS) または、JIS Q 15001 (プライバシーマーク) 取得がわかるもの
- ④「LINE Technology Partner」又は Govtech Partner 認定がわかるもの
- ⑤国税及び地方税の滞納がない証明書(直近半年以内に取得したもの)

③ 提出方法

多治見市役所企画部秘書広報課 (本庁 4 階) に持参もしくは郵送で提出すること。ただし、持参の場合の受付は開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。

(2) 参加資格の通知

参加資格の有無については、提出を受けた参加申込書及び法人概要書により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和 8 年 7 月 8 日(水)までに、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に、電子メールで通知する。

10 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 19 日(金)～令和 8 年 6 月 26 日(金)まで

(2) 提出方法

(様式 3) 質問書に記入の上、次のアドレス宛てに電子メールで提出すること。

送信先 hisyokoho@city.tajimi.lg.jp

※件名は「多治見市公式 LINE 機能拡張業務委託」とすること

※提出に当たっては、必ず質問書の発信を秘書広報課に電話で連絡すること(閉庁時間を除く) TEL:0572-22-1372

※受付期間を過ぎた質問の他、電話やファックス、訪問による質問は受け付けない

(3) 回答方法

令和8年7月2日(木)に多治見市ホームページに掲載する。

https://www.city.tajimi.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/1006977/1010750.html

※質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。

また、質問に対する回答は、本プロポーザルに関する追加又は修正とみなす

11 審査書類の提出

(1) 提出期限

令和8年7月14日(火) 午後5時まで

(2) 提出書類

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ① (様式4) 企画提案書 | 正本にのみ添付 |
| ② (任意様式) 提案書 | 正本1部、副本7部、データ版CD1部 |
| ③ (様式5-1) 見積書 | 1部 ※代表者印を押印したもの |
| ④ (様式5-2) 見積書 (【参考】保守運用契約用) | 1部 ※代表者印を押印したもの |

(3) 提出方法

秘書広報課に持参もしくは郵送で提出すること。ただし、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。

提出物について (別紙「提案書類の内容について」の通りとする)

12 プレゼンテーション審査

提出された見積書及びプレゼンテーション (30分) 及び質疑応答 (10分) により審査を行う。

評価方法については、「多治見市公式 LINE 機能拡張業務委託事業者選定審査要領」を参照すること。

(1) 開催日

令和8年7月24日(金) (予定)

(2) 実施場所

多治見市役所本庁舎4階会議室※オンラインでの参加は認めない

(3) 説明時間

1社につき40分以内とする。

プレゼンテーション及び操作デモンストレーション30分 (時間配分は任意)

質疑応答10分

(4) 使用機器

プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは本市が用意する。

パソコン、その他の機器は参加者が準備すること。

13 契約候補者の選定及び決定

プレゼンテーション審査の総合評価点が最も高い事業者を契約候補者として選定する。

最終審査の結果については、結果にかかわらずプロポーザル参加申込書に記載された連絡先へ電子メールで通知する。

契約候補者は、市と提案内容についての協議を行い、整った場合は速やかに契約の締結を行う。協議が不調となった場合は、総合評価点の順位により次点参加者と同様の協議を行う。

14 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、プロポーザル参加申込書の提出をもって、募集要項の記載内容に同意したものとする。
- (2) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
 - ・ 期限を過ぎて審査書類が提出された場合
 - ・ 提出した審査書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・ 他人の代理を兼ね、2件以上の審査書類を提出した場合
 - ・ 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合提出期限後の審査書類の内容変更及び再提出は認めない。
本プロポーザルへの参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。
参加者が1社のみの場合であっても審査は実施するが、評価点の合計が、配点の5割以上の得点となった場合に限り、契約候補者として選定する。
- (3) 審査経過、評価内容に関する問い合わせ、及び審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

15 プロポーザルの辞退

参加申請書提出をした後、本プロポーザルを辞退する場合は、(様式7)参加辞退届を秘書広報課に持参もしくは郵送で提出すること。ただし、辞退届を提出した時点で、すでに市に提出した書類等は返却しないものとする。

16 書類の提出先及び問い合わせ先

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
多治見市役所 企画部 秘書広報課
電話番号 0572-22-1372
FAX 番号 0572-24-3679
メールアドレス hisyokoho@city.tajimi.lg.jp